広島県危機管理基本指針

令和7年4月改定 (平成21年3月策定)

広 島 県

災害対応4つの原則

- 〇 被災者の視点に立った対応を行うこと
- ・まず人命第一の対応を行うこと
- ・提供側の視点ではなく、被災者の立場で必要 な対応を行うこと
- 〇 自分たちの力だけではなく、他県、他市町、 国、民間の支援を得ること
- 〇 「できない」ことではなく、「必要なこと を、どうすればできるか」を考えること
- 県民の皆様にできるだけ迅速な情報を提供すること

<u>「わからない」としても、「わからない」と</u> 情報提供すること

目 次

第 1	章 総則		
1	指針の目的	Р	1
2	定義	Р	1
3	危機対策要領等	Р	1
4	全庁対応が想定される危機の態様	Р	3
5	危機管理における役割	Р	4
6	職員の心構え ····································	Р	6
7	指針の見直し	Р	6
第2			
1	平常時の取組	Р	7
2	危機事案発生時等の体制	Р	9
3	復旧時の体制	P 1	1 7
第3			
	事前の対応》		
1	危機対策要領等の作成	P 1	
2	危機管理意識・対処能力の向上	P 2	
3	関係機関との連携の強化	P 2	
4	外部の専門家との連携	P 2	
5	資機材の備蓄及び確保	P 2	
6	県民への普及啓発と県民の協力	P 2	2 0
	応急の対応》	.	~ ~
1	情報の収集・管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2	
2	情報処理に当たっての基本姿勢	P 2	
3	応急対策の実施に当たっての基本姿勢	P 2	
4	職員の動員	P 2	
5	広報の実施	P 2	25
	事後の対応》 安全性の確認 ····································	D (2.0
1		P 2	
2	被害等の影響の軽減	P 2	
3	復旧対策の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2	
4	再発防止策の検討・実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2	
5	危機事案への対応の評価と危機対策要領等の見直し	P 2	26
【参	考資料編】		
資	料1 危機への対応	Р	1
資	料2 情報収集・処理・使用	Р	3
資	料3 広報の実際(含:記者発表資料(例))	Р	7
	料4 伝達要員・関係機関連絡先一覧表(例)	P 1	1 4
	料 5 危機事案発生報告(例)	P 1	1 5
	料 6 対応記録表 (例) ···································	P 1	1 6
	料 7	P 1	

第1章 総則

1 指針の目的

この指針は、危機の発生未然防止や発生した場合の被害の軽減を図るため、県として講じるべき危機管理の枠組みを定め、もって県民の安全・安心の確保に資する。

2 定義

この指針における用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) 危機

危機とは、県民の生命、身体、財産に直接被害を及ぼす又は及ぼすおそれがある緊 急の事態をいい、危機事案とは、当該事態の個々の発生事案等をいう。但し、財政危 機及び経済危機(企業倒産、大量失業など)を除く。

(2)危機管理

危機が発生又は発生するおそれのある状況(以下「危機事案発生時等」という。)において、危機の発生を可能な限り未然に防止するなどの事前対策から発生時における応急対策や、発生した危機への対処に対する検証・評価などを行う事後対策までを含めた総合的な取組をいう。

(3)危機事案所管局

危機事案に主体的に対応する、本庁の局(部)及び課をいう。

(4)危機対策要領

危機事案に対する組織レベルでの対策を規定したものをいう。

(5) 行動マニュアル

危機対策要領に基づき、職員が個人レベルで行う具体的な行動手順を規定したものをいう。

3 危機対策要領等

それぞれの危機事案に対処するための危機対策要領及び行動マニュアル(以下「危機対策要領等」という。)は、この指針に沿って作成するものとする。

なお、法令等の定めにより既に作成されている危機対策要領等についても、法令等の 規定に違反しない限り、この指針に沿ったものとする。

危機管理に係る指針の位置付け (県民の生命、身体、財産に直接被害を及ぼす、又は及ぼすおそれがある緊急の事態) 法 律 例:災害対策基本法 国レベル 防災基本計画 計 画 方 針 条 例 例: 災害対策本部条例 県レベル 計 画 地域防災計画 広島県危機管理基本指針 全庁対応が想定されていない 全庁対応が想定される危機事案 危機事案等 組 例:災害対策運営要領 危機対策要領 織 レ 行 べ 【記載項目】 【作成主体】 ル 事務局、支援部、事案対策部の所掌事務 危機事案所管局 • 対処体制 (注意体制、警戒体制、非常体制) ・いずれの体制を敷くかの判断基準 ・職員等の動員計画 等 動 行動マニュアル 個 人レ 体 制 作成主体 行動マニュアルの例 危機事案所管局 注意・警戒体制 危機管理監災害対策行動マニュアル 及び関係課 ル 非常体制 各班 各班の行動マニュアル

4 全庁対応が想定される危機の態様

全庁対応が必要か又は状況によっては必要となることが想定される危機の態様及び危機事案所管局を、表1のとおりとする。但し、現時点では表に含まれていなくても、自衛隊に災害派遣要請を行うなど非常体制を敷く必要性のある事態となったときは、表1の類似の態様における対応を準用することとする。

また、危機事案所管局は、表1の態様への対応のみならず、所管するあらゆる危機の 態様に係る危機事案発生時等に備えて危機対策要領等を作成し、併せて訓練を行うなど 危機管理体制を整備する。

なお、表2に掲げる行動マニュアルは、各危機事案に共通して適用する。

表1 全庁対応が想定される危機の態様及び危機事案所管局

番号		危機事案所管局	
1	自然災害(風水等	危機管理監危機管理課	
2	林野火災		危機管理監危機管理課
3	テロ事件		危機管理監危機管理課
4	国民保護法に規(規模テロ等)	定する武力攻撃(予測)事態又は緊急対処事態(大	危機管理監危機管理課
5	石油コンビナー	トの事故及び災害	危機管理監消防保安課
6	重大な感染症(乳	新型インフルエンザ等) の蔓延	健康福祉局健康危機管理課
7	重大な動物感染料	芷(鳥インフルエンザ等)の蔓延	農林水産局畜産課
8	危険物・火薬類	・高圧ガス事故	危機管理監消防保安課
9	毒物・劇物事故等	<u> </u>	健康福祉局薬務課
10	ライフライン	停電、ガス供給停止、通信ネットワークの途絶等	危機管理監危機管理課
10	の事故・事件	断水	健康福祉局食品生活衛生課
11	渇水		土木建築局河川課
12	大気汚染事故		環境県民局環境保全課
13	水質汚染事故	環境県民局環境保全課	
14	暑熱	環境県民局環境政策課	
15	その他の重大な事故(交通機関の事故、大規模な火災・爆発等) 危機管理監危機管理課		
16	その他の重大な	事件(交通機関や施設の占拠、爆破等)	(施設担当課等)

表2 危機事案に共通的に適用する行動マニュアル

行動マニュアルの名称				所管	学課			
災害時医療救護活動マニュアル	健儿	隶福	祉月	 司健	康允	立機	管理	!課
広島県災害時医薬品等供給マニュアル	健	康	福	祉	局	薬	務	課

5 危機管理における役割

(1) 知事

本県の危機管理の最高責任者として、危機管理を統括する。 災害対策本部又は危機対策本部を設置した時(以下「対策本部設置時」という。)は、 本部長として、危機管理を統括する。

(2)副知事

危機管理について知事を補佐する。 対策本部設置時は、本部長を補佐する(危機管理監担当副知事が副本部長)。

(3) 危機管理監

知事の命を受け、本庁及び地方機関における危機管理を総括する。 対策本部設置時は、総括部長として危機管理を総括する。

【根拠】危機管理監の職務

「職員の職の設置に関する規則」第3条 知事の命を受け、危機管理及び消防に関する事務を掌理する。

(4) 各局(部) 長

危機管理監と相互に連携し、局(部)における危機管理を総括する。 対策本部設置時は、発生した危機事案を所管する局(部)長は事案対策部長として 直接的な対策を実施し、その他の局(部)長は所管事項に係る対策を実施する。

(5) 地域危機管理監

危機管理監と相互に連携し、管内の危機管理を総括する。 地域危機管理監には、総務事務所(支所)長をもって充てる。 災害対策支部又は危機対策支部(以下「対策支部」という。)を設置した時は、支部 長として支部管内における危機管理を総括する。

(6) 地域危機管理監以外の対策支部構成機関の長

地域危機管理監と相互に連携し、所管事項に係る危機管理を総括する。 対策支部設置時は、支部構成員として支部長と連携して所管事項に係る対策を実施 する。

6 職員の心構え

職員は、平常時から、起こりうる危機を想定し、その未然防止対策や応急対策の検討を行うなど、危機管理の視点をもって業務の遂行に努めるものとする。

また、危機の情報を入手したときは速やかに上司への報告を行い、組織としての情報 共有・行動に努めるものとする。

7 指針の見直し

社会情勢の変化、新たな法令等の制定又は危機事案対応結果の検証等により必要がある場合は、この指針を随時見直すものとする。

第2章 危機管理体制

1 平常時の取組

危機事案発生時等において、組織的な対応が可能となるよう平常時からの取組として、 庁内各局(部)及び地方機関が主体的に危機管理を強化する体制を構築するとともに、 相互に密接な連携を確保することを目的に、「危機管理推進責任者会議」及び「地域危機 管理推進責任者会議」を設置する。

(1) 危機管理推進責任者会議の設置

議長	危機管理監
構成員	危機管理監及び危機管理推進責任者(各局(部)、教育委員会及び警察本部(以下「各局等」という。)の筆頭担当部長等)
所掌事務	① 総合的な危機管理施策の検討及び推進に関すること。 ② 危機管理に関する情報共有及び連携に関すること。 ③ その他危機管理施策を推進するために必要な事項に関すること。
下部組織	危機管理推進責任者会議の下部機関として、危機管理推進員(各局等の参事等)で構成する危機管理推進員会議を設置する。

●危機管理推進責任者

平常時から各局等が所管する危機事案への対策を主体的に行う体制を構築するため、 各局等に危機管理の強化を推進する危機管理推進責任者を置く。

ア 危機管理推進責任者には、各局等の筆頭担当部長等をもって充てる。

イ 役割

- (ア) 各局等が所管する危機事案への対策 (訓練、研修等) の推進
- (イ) 危機管理推進責任者会議の所掌事務に係る検討、協議
- (ウ) 各局等内職員の危機管理意識の醸成
- (エ) 各局等が所管する危機事案に係る危機対策要領等の検証、見直し
- (オ) 非常体制時における対策本部事務局総括班会議への参画

●危機管理推進員

各局等に危機管理推進責任者の所掌する事務を補佐する危機管理推進員を置く。

ア 危機管理推進員には、各局等幹事課(警察本部警備部危機管理課を含む。)の参事 等をもって充てる。

イ役割

- (ア) 危機管理推進責任者の補佐
- (イ) 各局等内の連絡調整
- (ウ) 各局等内における危機管理推進に関する連絡調整等

(2) 地域危機管理推進責任者会議の設置

議長	地域危機管理監
構成員	地域危機管理監及び地域危機管理推進責任者(対策支部構成員)
所掌事務	① 地域における危機管理体制の整備に関すること。② 地域の危機管理に関する情報共有及び連携に関すること。③ その他地域の危機管理に関し必要な事項に関すること。
下部組織	地域危機管理推進責任者会議の下部機関として、地域危機管理推進員 (総務事務所(支所)の総務課参事及び対策支部構成機関の危機管理担 当係長等)で構成する地域危機管理推進員会議を設置する。

●地域危機管理推進責任者

平常時から対策支部構成機関が主体的に危機管理を強化する体制を構築するため、対策支部構成機関に地域危機管理推進責任者を置く。

ア 地域危機管理推進責任者には、対策支部構成機関の所長をもって充てる。

イ役割

- (ア) 対策支部構成機関が所管する危機事案への対策(訓練、研修等)の推進
- (イ) 地域危機管理推進責任者会議の所掌事務に係る検討、協議
- (ウ) 対策支部構成機関内職員の危機管理意識の醸成
- (エ) 対策支部構成機関が所管する危機事案に係る危機対策要領等の検証、見直し
- (オ) 非常体制時における対策支部総括班会議への参画

●地域危機管理推進員

対策支部構成機関に地域危機管理推進責任者の所掌する事務を補佐する地域危機管理推進員を置く。

ア 地域危機管理推進員には、総務事務所(支所)の総務課参事及び対策支部構成機 関の危機管理担当係長等のうち、地方機関の長が指名する者をもって充てる。

イ役割

- (ア) 地域危機管理推進責任者の補佐
- (イ) 対策支部構成機関内の連絡調整
- (ウ) 対策支部構成機関内における危機管理推進に関する連絡調整等

2 危機事案発生時等の体制

(1) 対処体制

危機事案発生時等には、その状況により「注意体制」、「警戒体制」、「非常体制(全 庁・部分)」の3体制に分けて応急対策を実施する。

なお、発生した危機事案の所管局が不明確な場合は、図1によって所管局を決定する。

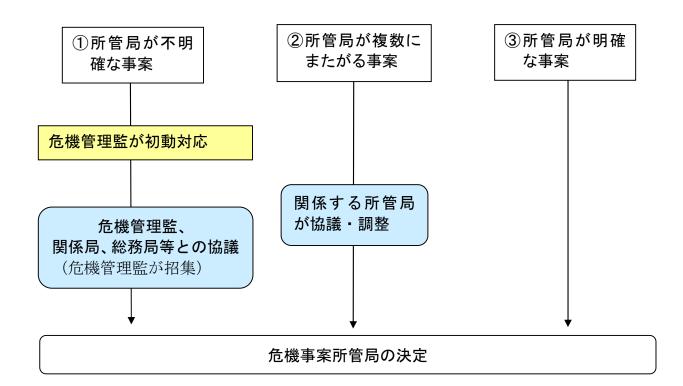
体制名	体制の概要	危機事案の規模と被害の程度	特記事項
注意体制	危機事案の所管課 が主体的に対応 業務内容は、主とし て情報収集・連絡活動	 災害が発生するおそれがあるとき。 危機事案が発生し、現時点ではその影響が限定的であるとき。 	全庁対応が想定される 危機事案が発生して注意 体制を敷いたときは、当 該情報を危機管理監に提 供する。
警戒体制	危機事案の所管局 が主体的に対応 業務内容は、主とし て情報収集・連絡活動 及び予防・応急措置	① 災害が発生し、又は発生の蓋然性が高いとき。② 危機事案が発生し、被害拡大するおそれがあるとき。	事態の推移に伴い、円 滑に非常体制に移行する ため、危機管理監から危 機事案所管局に連絡員を 派遣する。 さらに局内対策会議等 を設置するときは、危機 管理監職員が局内対策会 議等に参画する。
非常体制	知事を本部長とす る災害対策本部又は 危機対策本部等を設 置して全庁で対応	① 危機事案の発生による被害が大規模で社会的影響が大きく、全庁的な対応が必要なとき。 ② 短時間で多くの応急対応を要する、又は、応急対応が複数局(部)の所管にわたるなど、局(部)長の下のみでは対応が困難と考えられるとき。 ③ 特に知事から指示のあったとき。	

〈危機事案の規模やその被害の程度による留意点〉

- ① 常に次の体制に移行することを想定して対応すること。
- ② 注意⇒警戒⇒非常 の順に体制移行しない場合があること。

図1 危機事案所管局の決定フロー





① 所管局が不明確な事案

危機管理監が情報収集等の初動対応を実施するとともに、速やかに、危機管理監、 想定される関係局(部)及び総務局との協議により危機事案所管局を決定し、危機 事案への対応を危機管理監から移管する。

② 所管局が複数にまたがる事案

関係する所管局が協議・調整を行い、主たる所管局を決定する(関係局(部)が連携して対応する。)。

③ 所管局が明確な事案

危機事案所管局が主体的に対応する。

(2) 非常体制における危機対策本部と他の対策本部の関係

非常体制において、個別の法律の適用がある危機事案の場合は、当該法律に基づいて対策本部を設置し、法律の適用がない危機事案の場合は、危機対策本部を設置する。

想定される危機の態様	対策本部	設置根拠
自然災害(風水害、地震、 津波など、またそれに伴う 災害も含む)		
林野火災		
テロ事件	災害対策本部	災害対策基本法第23条
ライフラインの事故		
渇水		
その他の重大な事故		
国民保護法に規定する武力 攻撃(予測)事態	国民保護対策本部	国民保護法第27条
国民保護法に規定する緊急 対処事態 (大規模テロ等)	緊急対処事態対策本部	国民保護法第 27 条及び第 183 条
石油コンビナートの事故及 び災害	石油コンビナート等災害対策 本部	石油コンビナート等災害 防止法第 27 条
重大な感染症 (新型インフルエンザ等) の蔓延	新型インフルエンザ等対策本 部	新型インフルエンザ等対 策特別措置法第22条
上記以外の事案	危機対策本部	広島県危機管理基本指針

(3)対策本部の設置・運営

ア 対策本部の設置

危機事案の発生による被害が大規模で社会的影響が大きく、全庁的な対応が必要な場合には、知事を本部長とする対策本部を設置し、速やかに危機事案への対処方針及び対処方策等を決定し実行に移す。

対策本部の組織は、危機管理監が所管する危機事案の場合は図2に示すとおりとし、 危機管理監以外が所管する危機事案のうち、暑熱を除く危機事案の場合は図3、暑熱 の場合は、図4に示すとおりとする。

イ 職務代理

本部長(知事)に事故がある場合の職務代理者を、次のとおりとする。

順位	職務代理者		
1	副本部長(危機管理監担当副知事)		
2	副知事		
3	危機管理監		
4	事案所管局長		
5	総務局長		

職務代理者の就任の順序は上記の順序とするが、現に職務代理に就任している者

の先順位者が職務代理者として就任できる状況になった場合は、その先順位者と交代する。

ウ 対策本部の運営

- (ア)本部員会議は、本部長である知事、副知事、危機管理監、局(部)長、審議官、 教育長及び警察本部長で構成し、必要に応じて外部専門家を加える。
- (イ) 危機事案への対策は、危機管理監が所管する危機事案の場合は、事務局である 危機管理監を中心として実施部及び対策支部において行い、それ以外の場合は、 直接的な対応を行う事案対策部と総括的な本部運営を行う事務局、支援部及び対 策支部において行う。
- (ウ) 危機事案の規模と被害の程度又は必要な対策の内容により、本部長の決定により対策本部を部分設置(構成・規模の縮小)とすることができる。
- (エ)本部長は、地方機関を、危機の態様等により、必要に応じて対策本部に参画させることができる。

エ 対策本部の事務局体制

- (ア) 対策本部事務局長は、危機管理監の職にある者をもって充てる。
- (イ)対策本部事務局次長は、危機管理部長又は危機事案所管局の危機管理推進責任 者の職にある者をもって充てる。
- (ウ)対策本部事務局総括班会議は危機管理推進責任者及び警察本部危機管理課長で構成し、必要に応じ、応急対策を行う関係課長を加える。
- (エ) 危機管理推進員は、対策本部事務局と各局等との間の連絡調整を行う。

オ 対策本部の廃止

本部長は、危機事案に係る応急対策が概ね完了し、安全が確認された場合は、対策本部を廃止する。

(4)対策支部の設置

ア 対策支部の設置

地域危機管理監は、暑熱に関する危機事案の場合を除き、対策本部設置の通知を 受けたときは、支部長として直ちに対策支部を設置する。ただし、危機事案の規模 と被害の程度又は発生した区域により、支部長と本部事務局長が事前協議を行った 上で、本部長の決定により支部を設置しないことができる。

イ 職務代理

支部長に事故がある場合の職務代理者は、次のとおりとする。

順位	職務代理者
1	副支部長
2	建設事務所(支所)長
3	総務事務所(支所)総務課長

[※] 建設事務所 (支所) 長が対策支部の職務代理第1順位の副支部長に就任する場合は、職務代理 は第2順位までとなる。

職務代理者の就任の順序は上記の順序とするが、現に職務代理に就任している者の先順位者が職務代理者として就任できる状況になった場合は、その先順位者と交代する。

ウ 対策支部の運営

(ア)対策支部会議は、総括指揮を行う支部長、副支部長及びその他の支部構成員で 構成する。対策支部を構成する地方機関は、次のとおりとする。

また、支部長は、この表に含まれていない地方機関を、危機の態様等により、 必要に応じて対策支部に参画させることができる。

所 属	機
総務局	総務事務所(支所)、県税事務所(分室)
健康福祉局	厚生環境事務所・保健所(支所)
農林水産局	農林水産事務所(事業所)、農業技術指導所、畜産事務所
土木建築局	建設事務所(支所)、広島港湾振興事務所
教育委員会	教育事務所(支所)

- (イ) 危機への対策は、支部長を中心として、危機管理監が所管する危機事案の場合は、総括班及び実施各班において行い、それ以外の場合は、直接的な対応を行う事案対策班、総括班及び支援班において行う。
- (ウ) 副支部長は、危機事案担当事務所の長及び建設事務所(支所)長とする。危機管理監以外が所管する危機事案の場合は、事案対策班長を加える。

エ 対策支部の廃止

支部長は、本部廃止の通知を受けたときは、対策支部を廃止する。ただし、対策本部が廃止されない場合にあっても、危機事案の規模と被害の程度又は発生した区域により、支部長と本部事務局長が事前協議を行った上で、本部長の決定により支部を廃止することができる。

(5) 現地本部の設置

- ア 本部長は、危機事案の規模と被害の程度により、特に現地での応急対策の調整・決定が必要と認めるときは、対策本部に、現地本部を置くことができる。
- **イ** 現地本部の業務等については、別途定める。

図2 危機管理監が所管する危機事案での対策本部組織図

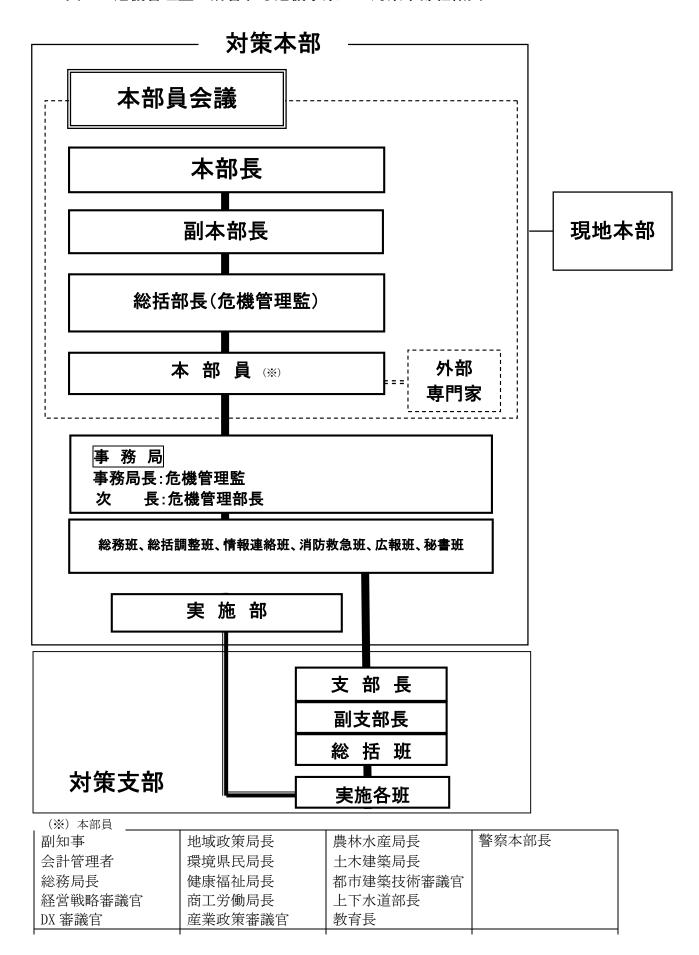


図3 危機管理監以外が所管する危機事案での対策本部組織図(暑熱を除く)

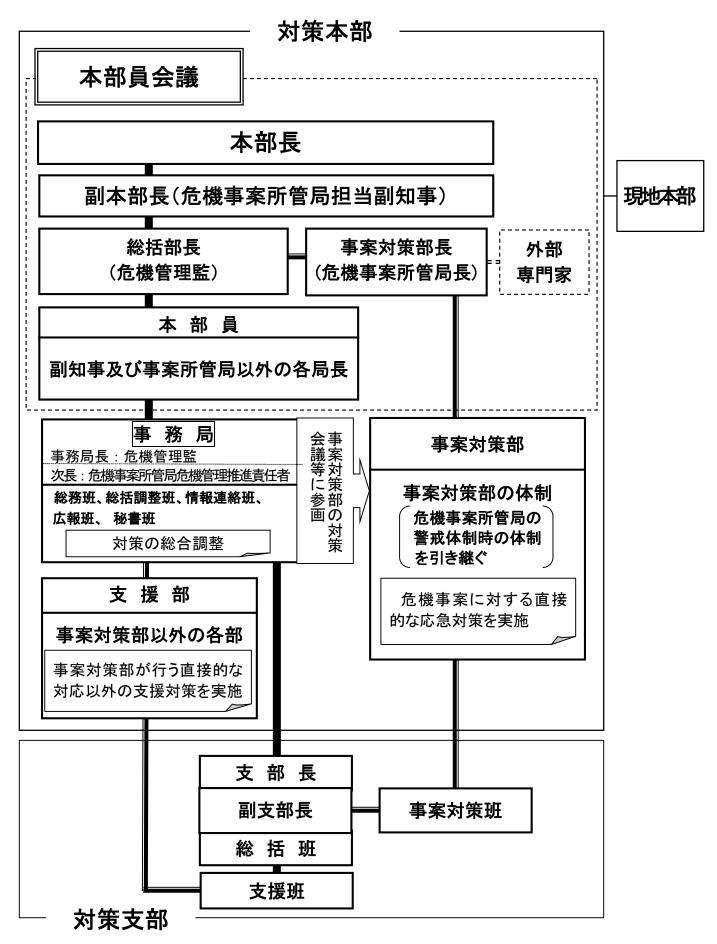
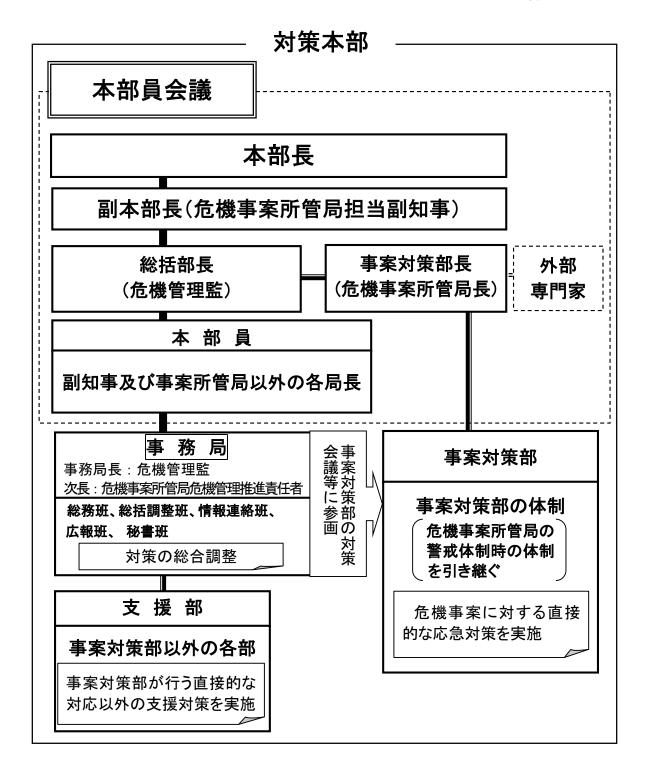


図4 危機管理監以外が所管する危機事案での対策本部組織図(暑熱)



3 復旧時の体制

被害が甚大で、復旧に当たり、組織的対応が必要であると知事が認めた場合は、復旧・ 復興本部を設置して対応する。

なお、復旧・復興本部の組織、運営については、危機事案に応じて、別に定める。

第3章 危機事案への対応

危機事案所管局は、平常時から想定される危機事案について情報収集に努め、最悪の事態を想定して、対策を十分講じておくものとする。

また、危機事案発生時等には、県民の生命、身体、財産の安全確保を最優先にして対策を行うものとする。

《事前の対応》

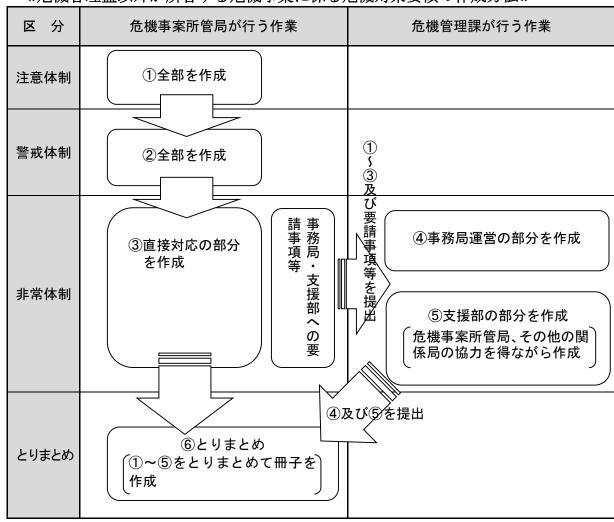
1 危機対策要領等の作成

(1) 危機対策要領

危機事案所管局は、この指針に沿って、各体制の設置判断基準、職員等の配備計画、体制移行手順等について規定する危機対策要領を次により作成し、関係職員、危機管理監及び関係各局等に配付・周知する。ただし、危機管理監が所管する危機事案については、危機管理監において全て作成するものとする。

なお、危機対策要領は、訓練等により検証し、必要な見直しを行う。

≪危機管理監以外が所管する危機事案に係る危機対策要領の作成方法≫



≪危機対策要領の標準記載項目≫

項目	主な記載内容		
第1目的	危機対策要領作成の目的、対象とする危機の態様		
第2 体制	1 体制及び他局との連携		
	2 体制の判断基準		
	3 体制ごとの配備基準		
第3 事前対策	1 伝達要員・配備要員等の指定		
	2 情報管理担当者等その他の者の指定		
	3 行動マニュアルの作成		
第4 応急対策	1 情報収集・伝達の方法・経路		
	2 情報共有の範囲		
	3 収集する情報等の内容		
	4 応急対策の決定(注意体制)		
	5 応急対策の決定(警戒体制)		
	6 応急対策の決定(非常体制)		
	(事務局、支援部、事案対策部の分掌事務)		
	7 広報の実施		
第5 事後対策	1 復旧対策の推進		
関係資料	・体制の伝達経路と配備基準一覧表		
	・組織図及び分掌事務		
	・対策会議等を行う場所、配席図		
	・関係機関・外部専門家の一覧等		

(2) 行動マニュアル

危機事案所管局及び各関係課(班)は、危機対策要領に基づき、職員が個人レベルで行う次の項目についての具体的な行動手順を規定するマニュアルを作成する。作成主体は、注意・警戒体制にあっては危機事案所管局及び関係課、非常体制にあっては各班とする。

なお、行動マニュアルは、訓練等により検証し、必要な見直しを行う。

≪行動マニュアルの標準記載項目≫

큠ㅁ			主な記載内容			
	項	目	注意体制・警戒体制	非常体制		
1	目	的	行動マニュアル作成の目的			
2	業	務	課の業務	班の業務		
3	情報	収集計画	①連絡系統図			
			②伝達要員連絡先			
			(勤務時間内・勤務時間外)			
			③関係機関連絡先			
			(勤務時間内・勤務時間外)			
4	配備	要員	①注意体制	非常体制		
			②警戒体制			
5	事務	分担表	①注意体制	非常体制		
			②警戒体制			
6	対応	手順	①注意体制	非常体制		
			②警戒体制			
7	各種	様式	危機発生報告様式、対応記録表、 関係する起案用の各種様式、管内	調査表、各種指示・命令書等、 内地図 等(参考資料参照)		

2 危機管理意識・対処能力の向上

(1) 危機管理研修の実施

- ア 危機管理監は、職員一人ひとりの危機管理意識の醸成を図るため、総務局(自治総合研修センター)等と連携し、職員に対して、危機管理に関する研修を実施する。
- イ 危機事案所管局は、職員の危機対処能力の向上や危機管理意識の醸成を図るため、 所管する危機事案について研修を実施する。

(2) 危機管理訓練の実施

危機事案所管局は、危機対策要領等に即した行動が取れるよう関係局(部)、関係機関等の協力を得て、図上訓練や実践的な訓練を実施する。

また、訓練終了後は評価を行い、必要に応じて危機対策要領等の見直しを行うものとする。

3 関係機関との連携の強化

応急対策の実施にあたっては、危機事案発生時等には関係機関と連携した対応が極めて重要であるため、平常時からこれらの関係機関と十分な連携を図ることとする。

「関係機関:国、都道府県、市町、消防、警察、ライフライン事業者、交通事業者、 、関係団体等、危機事案に有効に対処するための連携や調整が必要な機関をいう。

4 外部の専門家との連携

危機事案所管局は、的確かつ効果的な対策を実施するため、当該事案に精通する専門家との協力体制を、構築しておくものとする。

5 資機材の備蓄及び確保

危機事案所管局は、所管する危機事案の対応に必要な資機材の備蓄に努めるものとする。

また、備蓄に適さない資機材については、事前に関係機関と協定を締結するなど、危機事案発生時等に円滑に調達できる体制の整備に努めるものとする。

6 県民への普及啓発と県民の協力

危機事案所管局は、危機の発生の防止、危機事案が発生した際の具体的な対応、被害の軽減及び風評被害の防止等について、ホームページ等により県民への普及啓発を行うとともに、必要な協力を呼びかけるものとする。

《応急の対応》

危機事案発生時等には、①突然のことで動揺しやすい、②情報が早く・正しく伝わらない、③対処するのに十分な時間がない、④被害が対処能力を上回る場合があることなどにより、迅速かつ的確な対応が困難となる場合が多いので、次の事項に注意して体制を整える。

1 情報の収集・管理

(1)情報の収集・伝達

危機事案所管局は、あらかじめ確立した連絡体制(図5)により情報の収集・伝達を行い、特に重大な危機の場合は、直ちに知事及び副知事に報告するとともに、その内容を危機管理監及び関係局(部)に連絡する。

なお、危機事案発生時等には、迅速な初動体制の確立が被害の拡大を防止する上で 極めて重要であるため、速やかに報告する。

(2)情報の内容

危機事案所管局は、危機事案発生時には概ね次の項目に留意して情報を収集・整理する。

- ア 発生の日時・場所、情報発信元
- イ 危機事案の具体的内容及び原因
- ウ 被害の発生状況及び拡大の可能性
- エ 県、関係機関が実施した応急措置の状況
- オ 地域住民の避難状況 など

(3)情報の管理・共有

危機事案発生直後は、特に情報が錯綜し混乱するおそれがあるので、危機事案所管局は、あらかじめ危機事案ごとの情報管理担当者を定め、当該職員を中心に情報の一元化を図る。

また、収集した危機事案の進行状況や応急対策の実施状況に関する情報は一元的に 管理し、整理・記録するとともに関係者間で共有する。

2 情報処理に当たっての基本姿勢

(1) 収集計画

収集計画は、「最も欲しい収集内容」を、「誰が」、「どのように」、「どこから」収集 するかを考察して、これらを表にまとめるなどして予め作成しておくものとする。 (資料4「伝達要員・関係機関連絡先一覧表(例)」参照)

(2)収集(伝達)

情報は、発生以降の時間的経過や対応状況などに応じて、目的を持って収集に努めるとともに、情報源を常に明らかにしておくものとする。

また、5W1Hを完全に備えた情報の伝達にこだわると、初動対応に重大な遅れを生じ、被害の拡大を招くおそれがあるため、詳細な情報は、追加情報として続報で伝達する。

(3) 処理

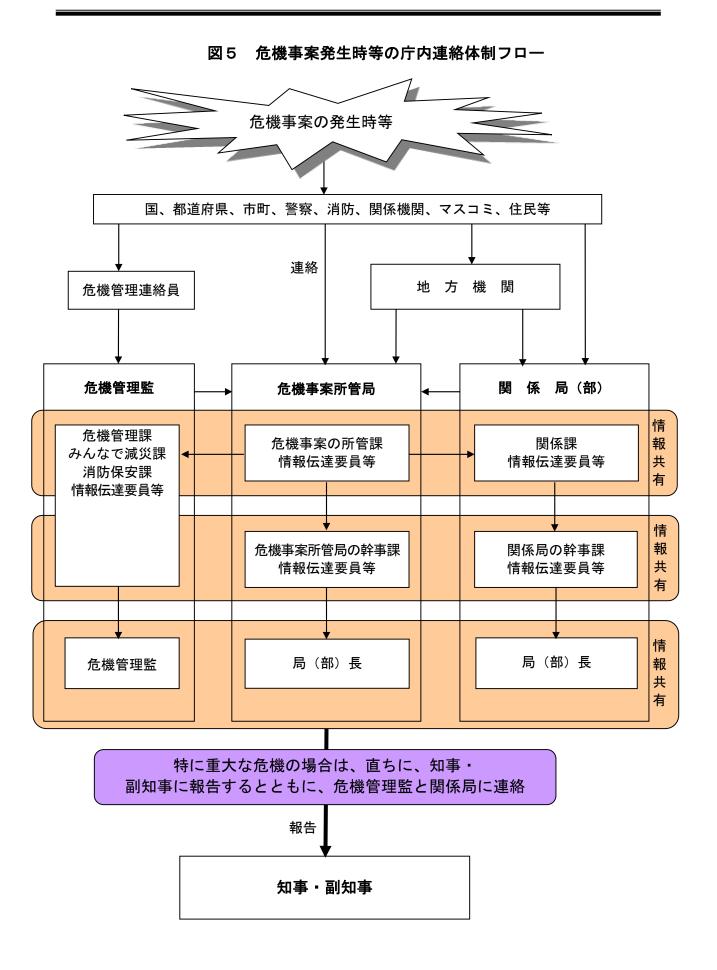
未確認情報や重複が疑われる情報については、再確認を行う。

また、情報を地図上に展開して、全般情報と合わせて評価・分析を行い、危機事案の全体像を把握するよう努める。

(4) 使用

処理が済んだ情報に基づいて、応急対策を実施する。

また、これらの情報は、庁内各課及び関係機関のみならず、県民にも、報道機関等を活用して積極的に提供する。



3 応急対策の実施に当たっての基本姿勢

危機事案所管局又は対策本部は、県民の生命、身体、財産の安全確保を最優先に、関係機関等と連携し、次により応急対策を実施する。

(1)被害者への対応

危機事案が発生した場合は、人命救助を最優先に、市町、警察及び消防等防災機関 と連携して迅速に対応する。

(2)被害の拡大防止

ア 避難・予防

被害の発生や拡大を防止するため、関係機関等と連携して、予防策を実施するとともに避難場所及び避難方法の住民への周知を図る。

イ 原因の除去

危機が継続している場合、市町、警察及び消防等防災機関と連携して、速やかに 原因の除去を図る。

ウニ次被害の防止

二次被害の発生を防止するため、安全が確認できない場合は、市町、警察及び消防機関等と連携して、警戒区域の設定、通行規制、避難勧告や避難指示などの応急措置を講じる。

エ 同様の被害発生の防止

応急対策時においても、同様の被害が発生するおそれが判明した場合は、防災関係機関、施設管理者、製造業者等の関係者に情報提供を行うなど、必要に応じて、避難や使用禁止等の措置を講じるよう指導する。

(3)被害等の影響の軽減

ア 健康相談の実施

身体的被害が生じると思われる場合は、健康福祉局と連携し、必要に応じて健康 相談窓口の設置や健康調査などの対策を講じる。

イ 心の健康相談の実施

心的外傷後ストレス障害 (PTSD) などが予想される場合は、健康福祉局と連携し、必要に応じて心の健康に関する相談窓口を設置する。

ウ 風評被害等の影響の軽減

風評被害が生じるおそれがある場合は、関係局(部)や関係機関の協力を得て、 未然に防止又は軽減するための広報活動等を行う。

また、必要に応じて県民等からの問い合わせに対応するため、相談窓口を設置する。

(4) その他の措置

緊急輸送、医療救護、発生源除去などの対策や立入制限、交通規制、飲料水等の摂 取制限等、各種制限措置の実施に当たっては、関係機関との情報共有に努め、連携し て実施する。

4 職員の動員

職員の動員は、勤務地近傍居住者と遠隔地居住者を初動時と交替時の要員に割り振る等、体制に応じた職員の動員計画を定め、交替時には引継ぎを実施するなど、円滑な応急対策の実施に努める。

5 広報の実施

(1) 広報全般

危機事案所管局又は対策本部は、危機事案発生時等の情報不足及び混乱から生じる県 民の不安を軽減・解消するため、積極的に情報を公開する。

(2)報道対応

危機事案所管局又は対策本部は、提供する情報の内容や発表時期及び発表方法等について、広報課(対策本部にあっては広報班)と緊密に連絡をとり、適時かつ正確に資料提供又は記者発表を行う。

また、報道・放送機関からの問合せなどに一元的に対応するため、あらかじめ担当者を決めておくものとする。(広報の詳細は、参考資料3)

《事後の対応》

<u>1 安全性の確認</u>

(1) 安全性の確認

危機事案所管局又は対策本部は、危機事案に係る応急対策がおおむね完了したと認められるときは、必要に応じて関係機関に協力を求め、早急に危機事案発生現場の周辺地域の安全確認を行う。

安全が確認されたときは、報道・放送機関を通じて公表するとともに、県のホームページなどを活用して広く県民に周知する。

(2) 各種制限措置の解除

危機事案所管局又は対策本部は、危機事案発生現場の周辺地域の安全を確認したときは、関係機関と連携し、立入制限等の各種制限措置を解除する。

2 被害等の影響の軽減

危機事案所管局又は対策本部は、危機事案の規模と被害の程度により、心身の健康相談の実施、風評被害等の防止など、必要な対策を応急時から引き続き実施し、被害発生後の影響の軽減を図る。

3 復旧対策の推進

危機事案所管局又は対策本部は、県民生活や地域の社会経済活動等への影響を最小限 に抑えるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧等を図る。

4 再発防止策の検討・実施

危機事案所管局は、危機事案の発生原因を究明し、課題を整理した上で再発防止策を 検討し、実施する。

なお、原因の究明に当たっては、必要に応じて、関係者や専門家からなる調査委員会などを設置して行う。

5 危機事案への対応の評価と危機対策要領等の見直し

(1)対応の評価

危機事案所管局は、必要に応じ危機事案に関する報告書を作成するなどして、応急対策の評価、反省点の抽出、改善策の検討を行う。

また、関係局(部)、関係機関に対して、事後評価の内容を提供することなどにより情報の共有化を図る。

(2) 危機対策要領等の見直し

危機事案所管局及び関係局(部)は、対応の評価結果を踏まえて、必要に応じて危機 対策要領等の見直しを行う。

危機対策要領等の見直しを行った場合、速やかに危機管理監に報告するとともに、関係局(部)及び関係機関に周知する。